

由布市告示第89号

令和2年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和2年6月3日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和2年6月10日水曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 佐藤 孝昭君 | 高田 龍也君 |
| 坂本 光広君 | 吉村 益則君 |
| 田中 廣幸君 | 加藤 裕三君 |
| 平松恵美男君 | 太田洋一郎君 |
| 加藤 幸雄君 | 鷲野 弘一君 |
| 長谷川建策君 | 佐藤 郁夫君 |
| 瀧野けさ子君 | 田中真理子君 |
| 工藤 安雄君 | 甲斐 裕一君 |
| 佐藤 人已君 | |

○応招しなかった議員

なし

令和2年 第2回(定例)由布市議会会議録(第1日)

令和2年6月10日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和2年6月10日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願について
- 日程第5 報告第5号 令和元年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第6号 令和2年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第7号 令和元年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第8号 令和元年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第9 報告第9号 令和元年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第10 報告第10号 由布市国民保護計画の変更について
- 日程第11 報告第11号 令和元年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第12 報告第12号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度由布市一般会計補正予算(第2号)」
- 日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度由布市一般会計補正予算(第3号)」
- 日程第15 議案第47号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第16 議案第48号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第49号 由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第50号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第51号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第20 議案第52号 令和2年度由布市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第53号 令和2年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第22 議案第54号 令和2年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願について
- 日程第5 報告第5号 令和元年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第6号 令和2年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第7号 令和元年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第8号 令和元年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第9 報告第9号 令和元年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第10 報告第10号 由布市国民保護計画の変更について
- 日程第11 報告第11号 令和元年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第12 報告第12号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度由布市一般会計補正予算（第2号）」
- 日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度由布市一般会計補正予算（第3号）」
- 日程第15 議案第47号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第16 議案第48号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第49号 由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第50号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第51号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第20 議案第52号 令和2年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第53号 令和2年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第54号 令和2年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
-

出席議員（17名）

| | |
|------------|------------|
| 1 番 佐藤 孝昭君 | 2 番 高田 龍也君 |
| 3 番 坂本 光広君 | 4 番 吉村 益則君 |
| 5 番 田中 廣幸君 | 6 番 加藤 裕三君 |
| 7 番 平松恵美男君 | 8 番 太田洋一郎君 |
| 9 番 加藤 幸雄君 | 10番 鷺野 弘一君 |
| 11番 長谷川建策君 | 12番 佐藤 郁夫君 |
| 13番 渕野けさ子君 | 14番 田中真理子君 |
| 15番 工藤 安雄君 | 16番 甲斐 裕一君 |
| 17番 佐藤 人已君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 馬見塚量治君 | 書記 一野 英実君 |
| 書記 生野 洋平君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------------|---------------------|
| 市長 …………… 相馬 尊重君 | 副市長 …………… 小石 英毅君 |
| 教育長 …………… 加藤 淳一君 | 総務課長 …………… 一尾 和史君 |
| 財政課長 …………… 庄 忠義君 | 総合政策課長 …………… 佐藤 正秋君 |
| 市民課長 …………… 土屋 安廣君 | 防災安全課長 …………… 首藤 啓治君 |
| 水道課長 …………… 三ヶ尻郁夫君 | 保険課長 …………… 佐藤 幸洋君 |
| 高齢者支援課長 …………… 後藤 睦文君 | |
| 教育次長兼教育総務課長 …………… | 生野 浩一君 |
| 代表監査委員 …………… 大塚 裕生君 | |

午前10時00分開会

○議長（佐藤 人已君） 皆さん、おはようございます。感染予防対策として、全ての方へマスクの着用をお願いします。

これより、令和2年第2回由布市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は17人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 人巳君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、佐藤郁夫君、13番、淵野けさ子さんの2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 人巳君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの15日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月24日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（佐藤 人巳君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しください。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。

議員各位におかれましては、令和2年第2回定例会の開会に当たり、公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

初めに、皆様方には、これまでの間、新型コロナウイルス感染症への対策や支援策に対しまして、温かい御理解と御協力をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

国内では、政府の緊急事態宣言が5月25日をもって解除され、大分県におきましても皆様の御理解、御協力により、陽性の患者数はここ1か月以上ゼロとなっております。しかしながら、全国的には依然として新たな感染者が確認されるなど、まだまだ気を緩めることができない状況が続いております。

前例のない状況が長引いている中、市民の皆様、また議員の皆様には大変御不安、御苦勞をおかけいたしておりますけれども、市といたしましても、引き続き十分な警戒のもと、感染拡大防止に努めるとともに、社会経済活動の再活性化に向けた支援策を適切かつ迅速に講じてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御協力をお願いをいたします。

また、5月9日に発生しました庄内町湊地区における土砂崩壊につきましては、現在、市道の片側通行が可能な状況となっております。市といたしましても、本格的な復旧に向け、被害を受けた農家の方々が一日も早く耕作ができるよう県とも連携を図りながら、支援策を検討してまいりたいと考えております。合わせて、これから豪雨などの自然災害が発生しやすい時期を迎えます。今後も気象情報には十分注意しながら、警戒態勢に万全を期していきたいと考えております。

さて、本定例会において提案いたすことにしております報告8件、承認2件、議案8件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

そして、本日お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いを申し上げます。記載にもございますが、市では年度末より新型コロナウイルス感染症に係る対応を決定するため、これまでの間、由布市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を21回開催し、感染拡大防止策の徹底に努めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、例年開催されております多くの行事が延期または中止となりましたことを、併せて御報告を申し上げます。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、よろしくをお願いをいたします。

以上、報告いたします。

○議長（佐藤 人巳君） 市長の行政報告が終わりました。

日程第4. 請願について

○議長（佐藤 人巳君） 次に、日程第4、請願についてを議題とします。

議会事務局長に請願の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（馬見塚量治君） 事務局長です。それでは、配付の請願文書表により朗読いたします。

朗読に際しましては、請願者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。受理番号3、件名、地方財政の充実強化を求める意見書採択について、請願者、大分県地方自治情報センター、理事長中山敬三、紹介議員、佐藤郁夫、加藤裕三。

受理番号4、件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願、請願者、大分県教職員組合由布支部、執行委員長坂本博之、紹介議員、佐藤郁夫、加藤裕三。

以上でございます。

○議長（佐藤 人已君） ただいまの請願2件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第5. 報告第5号

日程第6. 報告第6号

日程第7. 報告第7号

日程第8. 報告第8号

日程第9. 報告第9号

日程第10. 報告第10号

日程第11. 報告第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 承認第5号

日程第14. 承認第6号

日程第15. 議案第47号

日程第16. 議案第48号

日程第17. 議案第49号

日程第18. 議案第50号

日程第19. 議案第51号

日程第20. 議案第52号

日程第21. 議案第53号

日程第22. 議案第54号

○議長（佐藤 人已君） 次に、本定例会に提出されました日程第5、報告第5号から日程第12、報告第12号までの報告8件、日程第13、承認第5号及び日程第14承認第6号の承認2件、日程第15、議案第47号から日程第22、議案第54号までの議案8件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告8件、承認2件、議案8件でございます。

初めに、報告第5号、令和元年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

令和2年5月8日に開催されました由布市都市開発公社理事会において、令和元年度の事業報

告、並びに決算が議決され、5月11日付で公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、書類の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和元年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第6号、令和2年度由布市都市開発公社の事業計画を説明する書類の提出については、令和2年3月17日に開催されました由布市土地開発公社理事会において、令和2年度の事業計画、及び収支予算、並びに資金計画が議決され、3月31日付で公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認しましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第7号、令和元年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書については、湯布院地域づくり推進事業など17の事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定致しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第8号、令和元年度由布市一般会計継続費繰越計算書については、湯布院複合施設整備事業及びし尿処理施設整備事業発注支援業務について、翌年度逐次繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第9号、令和元年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書については、感染症対策臨時休業時特別開所支援事業などについて、感染症の影響による資材不足が生じたことなどの理由により、年度内に完了できなかったため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第10号、由布市国民保護計画の変更については、国の国民の保護に関する基本方針の変更、並びに大分県国民保護計画の変更との整合を図り、また行政組織改正に対応するため、令和2年4月1日付で由布市国民保護計画の変更を行ったところです。

このため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定により、議会に報告するものでございます。

次に、報告第11号、令和元年度由布市水道事業会計予算繰越計算書については、年度内に工事の完成ができなかった市道筒口線改良工事に伴う配水管移設工事について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第12号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員より報告がでございます。

続きまして、承認第5号、令和2年度由布市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を

求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ2,671万4,000円を追加し、予算の総額を228億7,017万5,000円としたことの承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、去る5月9日に庄内町湊で発生しました市道ののり面崩壊における崩土の応急除去工事やのり面の本復旧に向けた測量、設計業務に伴うもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月11日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第6号、令和2年度由布市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算それぞれ7,864万1,000円を追加し、予算の総額を229億4,881万6,000円といたしたことの承認をお願いするものでございます。

内容としましては、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面解除されたことを受け、社会経済活動の再開、及び再生の第一歩として、地域経済の回復に向けた対策、並びに市内における個人消費の喚起を促進するため、由布市民を対象としたプレミアム率30%の商品券の発行や市内宿泊施設に宿泊されたお客様に対して、市内店舗等で使用できるクーポンの発行など、市独自の緊急経済対策事業のほか、災害時の避難所感染防止対策に伴うもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月26日付で専決処分を行ったものでございます。

続きまして、議案第47号、由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化、及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い必要な改正を行うものと、併せまして、行政財産の目的外使用において徴収する使用料の金額について、算定の見直しを行ったことにより、条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第48号、由布市国民健康保険条例の一部改正については、国民健康保険の被保険者の方が新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、会社などを休むことにより、十分な給与等を受けられなかった場合の所得保障として、傷病手当金を保険給付するため、一部改正を行うものでございます。

次に、議案第49号、由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、大分県後期高齢者医療広域連合において、新たに傷病手当金を保険給付することになったため、その申請受付事務を由布市において行う事務に加えるものでございます。

次に、議案第50号、由布市介護保険条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減じた被保険者の方に対して、介護保険料を減免するため、介護保険法第142条の規定により条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第51号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議については、現在、由布市を含む7市1町で形成された大分都市広域圏において、圏域内の体育・文化施設の相互利用を図り、住民の利便性向上につなげていくため、公共施設案内・予約システムの共同利用を行っておりますが、新たに、大分市の公の施設のはる天空広場を由布市の住民の利用に供させるため、地方自治法第244条の3第2項に基づく協議について議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第52号、令和2年度由布市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出にそれぞれ2億2,252万1,000円を追加し、予算総額を231億7,133万7,000円をお願いするものでございます。

主な内容といたしましては、ICTを活用した環境整備として、GIGAスクール構想の加速に伴う児童、生徒のタブレット端末等の整備や感染症拡大の影響による生活困窮者への住宅扶助費、学校の臨時休業に伴う学校給食調理業者への支援、教育施設における感染症対策費、また庄内町渕で発生しました市道ののり面崩壊における農地の崩土除去工事などを計上しております。

また、4月の人事異動に伴う給与費の組み替えと第1回定例会で可決されました職員の給与の特例に関する条例の一部改正に伴う給与の減額分を措置しております。

次に、議案第53号、令和2年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ73万円4,000円を追加し、予算総額を39億7,711万5,000円とするものです。

内容は、歳入では県支出金を、歳出では保険給付費を増額するものでございます。

次に、議案第54号、令和2年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

歳入の国庫支出金を増額し、そして繰入金を減額することに伴い、歳出において、総務費の財源内訳を組替えるものでございます。

以上、詳細につきましては、担当課長から説明されますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第12号について、代表監査委員により報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。それでは、報告第12号について御報告申し上げます。

報告第12号、例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。令和2年6月10日提出、由布市代表監査委員大塚裕生。

1 ページから 3 ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により、令和 2 年 1 月分、2 月分、3 月分の例月出納検査をそれぞれ 2 月 2 5 日、3 月 2 6 日、4 月 2 7 日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の係数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。検査の結果、資料の計数は、諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

なお、本年 5 月 2 5 日の検査時には、会計管理者より令和元年 1 2 月 1 3 日に現金の収納過少が発生し、事務処理を行った旨の報告を受けました。事案発生後は、マニュアル等によって対応されているものの、過去にも現金事故が起きているところであり、現金の取り扱いに関して内部牽制の徹底、再発防止を強く求めています。

また、事案の発生から報告まで、日数がかかっていることなどから、事案が発生した際の報告は速やかに行うよう、併せて求めたところであります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

まず、報告第 5 号及び報告第 6 号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤 正秋君） 総合政策課長です。それでは、報告第 5 号並びに第 6 号の詳細説明を行います。

報告第 5 号、令和元年度由布市都市開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、由布市都市開発公社の事業の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。令和 2 年 6 月 1 0 日提出、由布市長。

1 ページをお開きください。令和 2 年 5 月 8 日の由布市土地開発公社の理事会において、令和元年度の事業報告及び決算が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定により、事業報告書及び財務諸表が監査意見書とともに提出されましたので、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告をいたします。

4 ページをお開きください。令和元年度由布市都市開発公社の事業報告書ですが、令和元年度は土地の取得、処分等の業務はございませんでした。

1 の事業の概要に記載をしておりますが、管理業務として下湯平の若者定住団地の用地取得の借入利息として 1 1 8 万 8, 9 8 0 円、市道向原別府線の用地取得の借入利息として 1 8 0 円を支出をしております。

次に、6 ページをお開きください。令和元年度の財務諸表について御説明いたします。

まず貸借対照表ですが、7 ページを御覧ください。令和 2 年 3 月 3 1 日時点の公社の 1 年間の

財政状況を、資産の部、負債の部、資本の部で現在高を示したもので、資産合計並びに負債資本合計ともに1億954万4,531円となっておりますのでございます。

次に、8ページを御覧ください。損益計算書です。1年間の収益費用、純利益を一覧表にして経営成績を示すもので、当期の純損失については39万4,408円の純損失となっておりますのでございます。

次に、9ページのキャッシュフロー計算書ですが、1年間の現金、預金の動きをあらわしたもので、現金及び現金同等物、期末残高は1,114万1,391円となっております。その内訳については、13ページに記載しておりますが、普通預金の年度末の残高は710万7,778円、同じく定期預金の残高は403万3,613円となっておりますのでございます。

10ページは、販売費及び一般管理費で人件費と一般管理費10万3,552円の内訳を記載しているところでございます。

11ページをごらんください。準備金計算書でございます。前年度繰越金準備金1,154万299円に当期の純損失39万4,480円を加えた1,114万5,891円が登記の準備基金となり、下段の準備金計算書により次期の繰越準備金として処理をしているところでございます。

次に、12ページは、財産目録で、資産合計1億954万4,531円から負債の合計8,539万8,640円を差し引いた2,414万5,891円が純資産ということになっております。

以下、13ページ以降に現金、預金の明細書、残高証明書、公有用地明細、資産明細書、借入金の明細書等を添付しているところでございます。

次に、27ページ、28ページにおいては、令和元年度の間接監査並びに決算に係る監査意見書として添付をしているところでございます。

御一読をいただきたいと思います。

以上で、報告第5号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第6号の詳細説明を申し上げます。

報告第6号、令和2年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を次のとおり提出する。令和2年6月10日提出、由布市長。

1ページをお開きください。令和2年3月17日に由布市の土地開発公社の理事会において、令和2年度の由布市の土地開発公社の事業計画並びに収支予算並びに資金計画は議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条の第2項の規定により承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

まず1ページの令和2年の事業計画についてでございますが、土地の新規取得等の計画はなく、

公有地取得事業の管理利息として2件、下湯平の若者定住住宅の事業及び市道向原別府線の道路用地の取得事業の借入金利息のみの計画となっております。

次に2ページからは予算となっております。収益的収入においては、附帯等の事業収益、補助金等の収益、受取利息等で90万2,000円、収益的支出では一般管理として支払利息並びに予備費で90万2,000円を計上しております。

次に3ページを御覧ください。資本的収入については、短期の借入金6,739万9,000円を計上しております。同支出では、短期借入金返済額を同額計上しているところでございます。

なお、令和2年度の借入金の限度額は6,739万9,000円と定めておるところでございます。

4ページから5ページまでには予算の実施計画を記載しております。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。令和2年度の資金計画ですが、総額でほぼ前年なみとなっているところでございます。

5ページに一般管理費の明細、7ページには予定の貸借対照表、8ページには予定の損益計算書、9ページには予定のキャッシュフロー計算書を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、報告第7号から報告第9号までについて、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（庄 忠義君） 財政課長です。初めに、報告第7号について詳細説明をいたします。

報告第7号、令和元年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したもので、報告する。令和2年6月10日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。令和元年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書です。湯布院地域づくり推進事業など17事業の明許繰越を行い、翌年度、繰越額の合計は7億5,613万2,000円となっております。

繰越理由につきましては、補正予算提案の際に御説明をいたしておりますので、省略をさせていただきます。

次に、報告第8号を御説明をいたします。

報告第8号、令和元年度由布市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費に係る歳出予算の経費を繰り越したもので、報告する。令和2年6月10日提出、由布市長。

裏面の令和元年度由布市一般会計継続費繰越計算書を御覧ください。2つの事業がございます

けれども、いずれも令和元年度から2か年の継続費で、翌年度逐次繰越額が湯布院複合施設整備事業につきましては3,578万2,000円、またし尿処理施設整備事業発注支援業務にいたっては1,594万8,000円に確定いたしましたので、報告するものでございます。

次に、報告第9号を御説明をいたします。

報告第9号、令和元年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越しに係る歳出予算の経費を繰り越したもので、報告する。令和2年6月10日提出、由布市長。

裏面の令和元年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書を御覧ください。7事業を事故繰越しとさせていただいておりますけれども、上段3款1項社会福祉費の介護保険事業から、下から2段目の4款1項保険衛生費の健康温泉館利用促進事業につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響による機器部品の供給不足や資材不足が生じたことによって、年度内の事業完了ができなかったものでございます。

また、8款2項道路橋梁費の道路整備事業、小野屋畑田線道路改良事業におきましては、対象物件の移転補償に関して、移転適地の農地転用許可までに所要の期間を有したことなどから、年度内の事業完了ができなかったもので、翌年度繰越額の総額は3,911万2,276円となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 人己君） 次に、報告第10号について、詳細説明を求めます。防災安全課長。

○防災安全課長（首藤 啓治君） 防災安全課長です。報告第10号について詳細説明を行います。

報告第10号、由布市国民保護計画の変更について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定により、由布市国民保護計画を変更したので、報告する。

今回、由布市国民保護計画の変更につきましては、本年2月の5日に国民保護協議会を開催し、計画の変更案を承認いただきました。

行政組織改正の施行に合わせ4月1日付で変更を行いましたことから、今回報告させていただくものでございます。

新旧対照表に基づきまして説明いたしたいと思っております。

第1点、総論と左上に書いております厚いほうの新旧対照表をお願いいたします。表の左側が改正前、右側が改正後となっております。1ページ目でございますが、第1編総論、第1章第3節用語の意義について、表中5段目の災害時要援護者を避難行動要支援者に変更しております。なお、この名称は、以下、計画の中で該当箇所の修正を行っております。

2ページをお願いします。第3章第2節関係機関の事務又は業務の大綱について、指定地方行

政機関の表のうち、中ほどの九州厚生局及び下から４段目の九州地方整備局の事務または業務の大綱につきまして追記及び修正をしております。

４ページをお願いします。第４章第１節３人口について、経年変化のデータとして、令和元年９月３０日時点の数値で構成をしております。

次の５ページをお願いします。第２編、平素からの備えや予防について、第１章第１節市における組織・体制の整備について、計画の策定以降に行われました本市の行政組織改正、部及び課の廃止、課の新設などに対応するため、５ページから８ページにかけて組織構成や事務分掌等を修正しております。

組織につきましては、地域防災計画で定める災害対策本部等に準じた体制としております。なお、課の名称につきましては、４月１日施行の由布市行政組織条例の名称となっております。

９ページをお願いします。上段の第５節に（１）市における訓練の実施について、②におきまして、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練等についての追記を行っております。

１０ページをお開きください。下段になりますけれども、第２章の第５節、避難施設の指定への協力について（１）に市は、県が行う避難施設の指定に際して、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供することについての追記をしております。

次に、１１ページをお願いします。第３編、武力攻撃事態等への対処について、第１章、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置、並びに次の１２ページの第２章、市対策本部の設置等について、先ほど１１ページから２７ページにかけまして市対策本部の組織構成、組織系統図、事務分掌をお示ししておりますけれども、先ほどと同様に、組織再編に伴い必要な修正を行っております。

１４ページ、１５ページをお願いします。（２）市対策本部の組織につきまして、班係体制としていたものを部班体制に変更し、５部１４班の組織編成として変更をしております。

１６ページをお願いいたします。由布市各支部対策本部組織は、挾間振興局、庄内振興局、湯布院振興局における体制となっており、総務班３係体制に変更しております。

続いて１９ページをお願いします。（３）市対策本部の事務分掌につきましては、このページから２７ページにかけまして、地域防災計画に位置づける災害対策本部の体系に準拠し、各部、班の事務分掌を整備をしております。

２８ページをお願いします。第３章第１節に国県の対策本部との連携の（２）に国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めることの記載を追記しております。

同ページ中ほどの第４章第１節２、警報の内容の伝達方法の（１）につきまして、緊急情報ネ

ットワークシステムE m—n e t、全国瞬時警報システムJ—A L E R Tを活用することを追記しております。

32ページをお願いします。3の避難住民の誘導であります、下段の(14)大規模集客施設等における避難について、その内容を新たに記載をしております。

続いて33ページをお願いいたします。中ほどの第6章第2節、県に対する報告ですが、(1)において、県への報告に当たっては、総務省が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムにより報告することを追記しております。

その下の第7章第4節、武力攻撃原子力災害への対処について、(3)市民によるモニタリングの実施、(4)安定ヨウ素剤の服用、(5)避難退域時検査及び簡易除染の実施、(6)飲食物の摂取制限等の措置について、地域防災計画に準じた措置を講じることについて追記しております。

本件についての説明は以上でございます。

次に、もう一つのほうの避難実施要領についての説明をいたします。

1ページの第2章第1節2、警報の内容の伝達方法について、平成26年より運用開始しております防災ラジオを追記しております。この防災ラジオにつきましては、伝達手段として該当箇所の記載を行っております。

次に、6ページをお願いします。避難住民の運送に必要な交通手段の台数等の試算について、人口の修正に伴いまして、バス、JR客車の必要台数と避難に要する日数を修正しております。

以上が今回の主な変更点でございます。

以上で報告第10号の詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(佐藤 人己君) 次に、報告第11号について、詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長(三ヶ尻郁夫君) 水道課長です。報告第11号について詳細説明を行います。

報告第11号、令和元年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次の繰越計算書のとおり報告する。令和2年6月10日提出、由布市長。

今回の報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の報告です。裏面、計算書を御覧ください。

4款資本的支出1項建設改良費、事業名、市道筒口線改良工事に伴う配水管移設工事、予算計上額1,341万1,000円、支払義務発生額441万1,000円、翌年度繰越額900万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

○議長(佐藤 人己君) 次に、承認第5号及び承認第6号について、詳細説明を求めます。財政

課長。

○財政課長（庄 忠義君） 財政課長です。まず、承認第5号について詳細説明をいたします。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度由布市一般会計補正予算（第2号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和2年6月10日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。令和2年5月11日付で専決処分を行っております。

次に、一般会計補正予算のほうをお願いをいたします。令和2年度由布市一般会計補正予算（第2号）、令和2年度由布市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,671万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228億7,017万5,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和2年5月11日専決、由布市長。

1ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正です。2ページにかけまして歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

次、3ページからは、補正予算事項別明細書となっております。

6ページのほうをお願いいたします。歳入でございますが、20款1項1目繰入金の節区分に基金繰入金は本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入を増額をしております。

次に、8ページをお願いいたします。歳出ですが、まず6款1項5目農地費の区分1、市営基盤整備事業は、庄内町淵で発生をした市道山側のり面崩壊における農道、水路へ流入した崩土の応急除去に係る工事でございます。

次に、8款2項1目道路維持費の区分1、道路維持事業は、同じく市道山側のり面崩壊における市道へ流入した崩土の応急除去工事、またのり面の本復旧に係る測量及び設計業務委託を計上しております。

承認第5号については以上でございます。

次に、承認第6号について御説明をいたします。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度由布市一般会計補正予算（第3号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和2年6月10日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。令和2年5月26日付で専決処分を行っております。

次に、一般会計補正予算のほうをお願いいたします。令和2年度由布市一般会計補正予算（第3号）、令和2年度由布市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,864万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ229億4,881万6,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和2年5月26日専決、由布市長。

1ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございます。2ページにかけまして歳入歳出の款項ごとに補正額を計上いたしております。

次に、3ページからが補正予算事項別明細書となっております。

6ページのほうをお願いいたします。歳入でございますが、17款2項9目消防費県補助金の節区分1、消防費補助金は、災害時の感染防止対策に係る補助金でございます。

20款1項1目繰入金の節区分2、基金繰入金は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰り入れを増額をしております。

8ページをお願いいたします。歳出でございますが、まず7款1項2目商工振興費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業、商工振興の地域経済活性化事業補助金は、地域経済の浮揚と市内における個人消費の喚起を促進するため、由布市民を対象としたプレミアム率30%の商品券で、額面価格1万3,000円を1万セット発行することに係る補助金でございます。

次に、7款1項3目観光費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業、観光振興のおもてなしクーポン券発行事業費補助金は、国や県の事業と連携をし、今後の旅行事業に対応するため、市内の旅館、ホテル等の宿泊施設に宿泊したお客様に対して市内の店舗等で使用できるクーポン券発行に係る補助金でございます。

次に、9款1項3目災害対策費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業、災害対策の報酬は、緊急雇用対策として感染症対策業務等の事務補助を担う会計年度任用職員に係るものでございます。

また、備品購入費は、災害時の避難所における施設内感染や集団感染の未然防止対策として密集、密接を避けるための避難用テント、及び非接触型体温計の購入費で2分の1の県補助金を充当しております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第47号について、詳細説明を求めます。市民課長。

○市民課長（土屋 安廣君） 市民課長です。議案第47号について御説明いたします。

議案第47号、由布市使用料及び手数料条例の一部改正について、由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年6月10日提出、由布市長。

次ページをお開きください。今回の改正は2点ございます。次のページの新旧対照表で御説明いたします。

まず1点目は、別表第1にあります行政財産目的外使用料の算定に使用している率100分の

3を100分の10に改めるもので、これにつきましては、昨年度新たな財源検討委員会での検討内容、また同様の算定方法を用いている大分県や県内自治体の状況を参考に改正するものでございます。

続きまして、2点目でございます。別表第2にあります交付手数料について、マイナンバー通知カードの廃止に関する法令が令和2年5月7日に公布されたことに伴い、区分中ほどにあります通知カードの再交付の項を削除する改正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 人己君） ここで暫時休憩をします。再開は11時05分とします。

午前10時55分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（佐藤 人己君） 再開します。

次に、議案第48号及び議案第49号について、続けて詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 幸洋君） 保険課長でございます。議案第48号及び第49号について御説明をいたします。

議案第48号、由布市国民健康保険条例の一部改正について、由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年6月10日提出、由布市長。

この条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の拡大防止のために対応策として改正するものでございます。

国民健康保険法第58条第2項に、条例または規約の定めるところにより、傷病手当金の支給、その他の保険給付を行うことができると規定されております。

国民健康保険の加入者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり、感染が疑われることにより会社等を休んだ場合に事業主から十分な給与等を支払われない場合がございます。

傷病手当金はこのような方の所得を保障するとともに、休みやすい環境を整備することを目的としておりまして、感染拡大を防止するために支給するものであります。

では、裏面を御覧ください。由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正分であります。

右のページの附則の2、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定めるまでの間に属する場合に適用するとありますように、この給付につきましては、時限的に実施するものでありますから、附則を改正しております。

左のページにお戻りください。不測の第5項におきまして、傷病手当金の支給要件、第6項は

支給金額、第7項は支給期間、第8項以降につきましては、傷病手当金の支給額と受け取った給与額との調整等を定めるものであります。

傷病手当金の支給の適用期間は、新型コロナウイルス感染症が日本で本年1月に確認されたことから、令和2年1月1日から別途規則で定める期間としております。

以上で議案第48号の説明を終わります。

続きまして、議案第49号について説明いたします。

議案第49号、由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、由布市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年6月10日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。この条例の一部改正は、今回、大分県後期高齢者医療広域連合におきまして、後期高齢者医療に関する条例の一部改正が公布され、傷病手当金の支給について定められたことから、第2条の由布市において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請の受付を加えるものであります。

なお、施行期日は公布の日からとさせていただきます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第50号について、詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（後藤 睦文君） 高齢者支援課長です。議案第50号につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案第50号、由布市介護保険条例の一部改正について、由布市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年6月10日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。由布市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、介護保険法142条、保険料の減免等の規定により、条例第11条の改正を行い、附則に新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免、及び2項を加えるものであります。

新旧対照表を御覧ください。第15項は以下の3点の内容となっております。最初に減免の対象となる介護保険料は令和元年度及び令和2年度分で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収、納付書払いでありますけれども、の納期限または特別徴収、年金からの天引きでございますが、対象年金給付の支払日が設定されている場合であります。

次に、全額免除の対象者は、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合です。

最後に、一部減免の対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次のアとイの両方に該当する場合であります。

アは、給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減収する見込みであること、イは、収入減少が見込まれる所得以外の前年所得の合計が400万円以下であること。以上であります。

第16項は、条例第11条保険料の減免の適用につきまして改正するものです。条例第11条第2項に普通徴収の対象者は納期限の7日前まで、特別徴収の対象者は年金給付の支払い付きの前々月の15日までに必要な書類を添付して市長へ申請を行うことと定めております。

その申請期限につきまして、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による措置に限定して、特例的に定めるものであります。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第51号について、詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤 正秋君） 総合政策課長です。議案第51号について、詳細説明を申し上げます。

議案第51号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。令和2年6月10日提出、由布市長。

今回、大分市が利用に供させる公の施設の名称は、のつはる天空広場でございます。所在地については、大分川ダム沿いに大分市荷尾杵896番1となります。

大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議については、本市を含む7市1町で形成された大分都市広域において、圏域全体の生活関連機能のサービスの向上を目指す中で、公共施設の総合利用の促進を掲げ、圏域内の体育、文化施設の相互利用を図り、圏域内の住民の利便性の向上につなげていくため、公共施設の案内、予約システムの共同利用を現在、行っているところでございます。

今回、新たに追加し、大分市の公の施設のつはるの天空広場を本市の住民の利用に供させるため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づく協議について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第52号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（庄 忠義君） 財政課長です。議案第52号について、詳細説明をいたします。

議案第52号、令和2年度由布市一般会計補正予算（第4号）、令和2年度由布市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,252万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億

7,133万7,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和2年6月10日提出、由布市長。

1ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございます。2ページにかけまして歳入歳出の款項ごとに補正額を計上いたしております。

次に、3ページからは、補正予算事項別明細書となっております。

6ページをお願いをいたします。まず、歳入でございますが、16款2項1目総務費国庫補助金の節区分2、総務費補助金は国から配分のありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。地方単独事業に充当予定でございます。財源充当先につきましては、国の第2次補正予算による追加配分を予想されることから、先の補正予算（第1号）に計上いたしました事業を含め、今後の補正予算において充当することといたしております。

次に、8ページをお願いをいたします。20款1項1目繰入金節区分2、基金繰入金は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰り入れを減額しております。その他、特定財源として歳出科目に充てられているものにつきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

10ページをお願いをいたします。歳出でございますが、歳出予算中の給与管理費につきましては、4月の人事異動及び組織再編に伴う職員給与費の組替え、また職員給与の特例に関する条例改正に伴う給与の減額分を措置しております。

各項目での給与管理費の説明を省略をさせていただきますが、巻末48ページから給与費明細書を掲載をしておりますので、御参照いただければというふうに思います。

では、14ページをお願いいたします。中段の2款1項7目電子計算費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業ウェブ会議整備は市役所庁舎間や区市町村など遠隔地においてインターネットを介したテレビ会議を行うための環境整備としてシステムの使用料やモニター、プロジェクター等の備品購入費を計上しております。

次に、20ページをお願いをいたします。下段の3款1項3目障がい者福祉費の区分1、地域生活支援事業の扶助費は、夜盲症の視覚障がいのある方に対する暗い場所でも物が見える暗所視支援眼鏡の日常生活用具給付費で、国2分の1、県4分の1の補助金を充当しております。

次に、22ページをお願いいたします。下段の3款1項6目介護保険事務費の区分1、介護保険事業の繰出金の減額は、番号制度に対応した介護保険システムの改修に係る財源の組替えによるものでございます。

次に、24ページをお願いをいたします。3款2項1目児童福祉総務費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業子育て臨時給付金は、対象見込み者数の増による子育て世帯臨時特別給付

金を増額するもので、財源は10分の10の国庫補助金を充当しております。

次に、26ページをお願いいたします。3款2項2目子育て支援費の区分1、地域子育て支援づくり事業は、ファミリー・サポート・センター業務を委託から市直営に変更することに伴う業務委託料の減額等で、この委託料に係る各3分の1の国庫補助金を減額をしております。

次に、3款3項1目生活保護総務費の区分3、生活困窮者自立支援事業の扶助費は、新型コロナウイルス感染症の影響による相談の増加に伴い、住宅扶助費の増額をお願いするもので、4分の3の国庫負担金を充当しております。

次に、28ページをお願いいたします。4款1項5目環境衛生総務費の区分2、環境施設維持管理事業の委託料は、湯布院町川上地区の私有地内に埋設をされている公共下排水管の用地に係る測量調査及び不動産鑑定評価委託料を計上いたしております。

次に、30ページをお願いいたします。下段の6款1項5目農地費の区分1、農業用施設用地整備事業の委託料は、初瀬井路改修後の受益農地の集積に係る計画調査資料作成業務で、特定財源として国庫補助金合わせて、補助対象額の80%を充当しております。

その下の区分2、市営基盤整備事業の工事請負費は、庄内町湊で発生しました市道山側のり面崩壊における農地等へ流入した崩土の除去に係る本復旧工事でございます。

次に、34ページをお願いいたします。7款1項2目商工振興費の区分2、地買地消推進事業の地域経済活性化事業補助金の減額は、今回、新たな商品券発行に伴う事業の組替えによるものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。下段の9款1項1目常備消防費の区分1、常備消防費の消防指令システム共同運用負担金は、令和6年4月からの大分県内における消防指令業務の共同運用開始に向けた基本設計に係る負担金でございます。

次に、38ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費の区分2、新型コロナウイルス緊急対策事業、GIGAスクールの報酬及び共済費は、ICT支援員として雇用する会計年度任用職員に係るものでございます。

また、備品購入費は、学校での授業のほか、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においてもICTの活用により子どもたちの学びを保障できる環境を実現するため、段階的な整備を前倒しをして小中学校の児童生徒等に1人1台のタブレット端末等を配備するもので、特定財源として国の公立学校情報機器整備費補助金を充当しております。

次に、40ページをお願いいたします。10款1項3目教育指導費の区分1、学校子ども支援センター事業の報酬は、臨床心理士欠員のため減額をするもので、謝金につきましてはその代替となるスクールカウンセラーに係る部分でございます。

その下の区分2、新型コロナウイルス緊急対策事業、学校教育の需用費及び備品購入費は、感

感染症対策として市内各幼稚園へマスク、消毒液、及び空気清浄機を配備するもので、国庫補助金を充当しております。

その下の修学旅行取消料等補助金は、湯布院中学校の修学旅行の宿泊取消料に係るものでございます。

次に、10款4項1目幼稚園総務費の区分1、幼稚園総務費の報酬は、由布川幼稚園の園児数の増によりクラス数が1増となりましたことから、特別支援員1名の加配等に係るものでございます。

次に、10款4項2目幼稚園管理費の区分1、就学前教育環境整備事業は、阿南幼稚園の預かり保育指導員の報酬減額と阿南幼稚園の園児を西庄内幼稚園で預かり保育することに係るタクシー借り上げ料を計上いたしております。

次に、42ページをお願いいたします。中段の10款5項1目学校給食費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業、学校給食の学校臨時休業対策費補助金は、市内小中学校が臨時休業したことにより影響を受けている学校給食調理事業者が学校再開時に安定的に事業を継続できるよう支援を行うもので、財源として国の補助を受ける学校給食会からの諸収入を充当しております。

次に、44ページをお願いいたします。10款6項5目交流体験施設費の区分1、交流体験施設維持管理事業は、由布市ゆふの丘プラザにおいて指定管理者より本年6月末をもって指定解除の承認を求める協議の申出書が提出されたことから、当面の光熱水費など施設維持に必要な経費を計上いたしております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 人己君） 次に、議案第53号について、詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 幸洋君） 保険課長です。議案第53号の詳細説明を申し上げます。

議案第53号、令和2年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、令和2年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,711万5,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和2年6月10日提出、由布市長。

それでは、事項別明細書によって説明をさせていただきますので、歳出の8ページから9ページを御覧ください。2款6項1目傷病手当金の73万4,000円の増額でございます。今回、提出しております議案第48号の傷病手当金の支給に係る経費でございます。

財源につきましては、1ページ戻っていただきまして、6、7ページで、6款2項1目区分2、特別交付金の国の特別調整交付金を全額充当するとしております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第54号について、詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（後藤 睦文君） 高齢者支援課長です。議案第54号につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案第54号、令和2年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）、令和2年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和2年6月10日提出、由布市長。

事項別明細書6、7ページを御覧ください。まず歳入ですが、3款国庫支出金2項3目介護保険事務費交付金の補正は、介護保険の電算システム改修に当たりまして、国から交付される補助金の補助率が判明したことにより、計上するものです。

改修費用として、当初予算の歳出予算に362万5,000円を計上し、その全額を7款1項3目その他一般会計繰入金として歳入予算を確保しておりましたが、費用の3分の2につきまして交付されることとなったため、3款2項3目介護保険事務費交付金として241万6,000円を計上し、7款1項3目その他一般会計繰入金から同額を減額するものであります。

8、9ページを御覧ください。歳出につきまして、3款1項1目一般管理費の財源内訳につきまして、国県支出金241万6,000円を増額し、その他の財源から同額を減額するものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

----- . ----- . -----

○議長（佐藤 人已君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、6月15日午前10時から一般質問を行います。なお、一般質問通告書追加分提出締切りは6月11日の正午まで、議案質疑に係る発言通告書の締切りは15日の正午までとなっていますので、厳守をお願いします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午前11時30分散会
